

# 佐賀県の試験研究機関が休日に行う依頼業務に関する実施要領

## 第1 目的

この要領は、佐賀県の試験研究機関（以下「試験研究機関」という。）が、休日に行う依頼業務の実施について必要な事項を定めるものとする。

## 第2 定義

- 1 この要領において「試験研究機関」とは、窯業技術センター、工業技術センター、上場営農センター、農業試験研究センター、果樹試験場、茶業試験場、畜産試験場、玄海水産振興センター、有明水産振興センター、林業試験場をいう。
- 2 この要領において「依頼業務」とは、依頼者の緊急的な申請に基づき、試験研究機関の施設内で行う次の業務をいう。
  - (1)企業からの依頼試験
  - (2)企業による設備機械等の使用
  - (3)企業・生産者への技術指導・相談対応
- 3 この要領において「休日」とは、『佐賀県の休日に関する条例（平成元年佐賀県条例第29号）』第1条第1項に規定する県の休日をいう。
- 4 この要領において「依頼者」とは、県内に事業所を有する企業及び県内の農林漁業者であって、依頼業務の実施を申請しようとする者又は申請した者をいう。

## 第3 対応時間

- 1 休日における依頼業務の対応時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分までとする。
- 2 試験研究機関の長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項に定める対応時間を変更することができる。

## 第4 事前申請

休日に行う依頼業務の申請は、事前に依頼者が平日の勤務時間に行うものとし、試験研究機関所定の申請書の提出によるものとする。ただし、技術指導・相談について、緊急を要する場合等は、電話による申請も受け付けることができるものとする。

## 第5 対応開始日

休日における依頼業務対応は、平成20年2月1日から開始するものとする。ただし、平成20年2月1日から平成20年3月31日までは試行期間とする。

## 第6 留意事項

- 1 休日において依頼者が設備機械等を使用する場合、その使用時間中は試験研究機関の職員がその施設内に待機するものとする。
- 2 週休日の振替、休日の代休については、『佐賀県職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年7月13日佐賀県条例第18号)』、『佐賀県職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年7月13日佐賀県人事委員会規則第10号)』、『週40時間勤務制の実施について(平成4年8月31日付け佐賀県総務部長通知)』によるものとする。
- 3 時間外勤務については、『佐賀県職員給与条例(昭和26年2月12日佐賀県条例第1号)』、『佐賀県職員の給料その他の給与支給規則(昭和32年12月1日佐賀県人事委員会規則第9号)』によるものとする。

## 第7 その他

この要領に定めるもののほか、休日に行う依頼業務の実施に係る必要な事項は、試験研究機関の長が別に定めるものとする。

### 附則

この要領は、平成20年2月1日から施行する。